



発行 東京都

目次

規則（公）

○東京都道路交通規則の一部を改正する規則……………1

告示（公）

○駐車監視員資格者講習の実施……………1

公告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（11件）……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…1

規則（公）

東京都道路交通規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年6月29日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

●東京都公安委員会規則第5号

東京都道路交通規則の一部を改正する規則

東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第3号中「及び第11号」を「及び第12号」に改める。

第31条第7項第3号中「第117条の2の2第11号」を「第117条の2の2第12号」に改め、同項第4号中「前(3)」を「前号」に改める。

別表第5管理者の項中「若しくは第11号」を「若しくは第12号」に改め、同表教習指導員の項中「第117条の2の2第11号」を「第117条の2の2第12号」に改める。

附 則

この規則は、令和2年6月30日から施行する。

告示（公）

●東京都公安委員会告示第208号

確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第8条の規定により、駐車監視員資格者講習（以下「講習」という。）を実施するので、同規則第6条の規定により次のとおり告示する。

令和2年6月29日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

記

1 講習の実施日時

講習 令和3年1月18日（月曜日）及び同月19日（火曜日）の2日間

午前9時30分から午後5時40分まで

考査 令和3年1月25日（月曜日）

午前10時から午前11時まで

2 講習の実施場所

東京ビッツサイト 会議棟6階会議室

江東区有明三丁目1番1号

3 講習予定人員

400名（予定人員になり次第締め切る。）

4 申込手続

(1) 受付期間

令和2年11月2日（月曜日）から同月30日（月曜日）まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日を除く。

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 受付場所

都内各警察署交通課

(4) 申込書類

駐車監視員資格者講習申込書 1通（駐車監視員資格者講習申込書は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間において、都内各警察署交通課において配布する。）

(5) 受講手数料

20,000円（申込時に、警察署会計係又は会計厚生係において納入すること。）

5 問合せ先

警視庁放置駐車対策センター企画運用係

電話 03 (3581) 4321 内線 7870-5123

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出
ひらひ

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和二年六月二十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

令和二年六月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 パシオス多摩境店
- 二 店舗所在地 町田市小山ヶ丘四丁目三番地五
- 三 設置者名 三菱UFJリース株式会社
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目五番一号
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社KMC南関東
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ナップス
- 七 変更日 令和元年十二月一日
- 八 届出日 令和二年六月一日
- 九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
- 十 縦覧期間 令和二年六月二十九日から同年十月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東

京都条例第十号）に定める休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 いなげや八王子中野店
- 二 店舗所在地 八王子市中野山王一丁目十一番十六号
- 三 設置者名 株式会社いなげや
- 四 設置者住所 立川市栄町六丁目一番地の一
- 五 変更前の設置者の代表者名 成瀬 直人
- 六 変更後の設置者の代表者名 本杉 吉員
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社いなげやほか一名
- 八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社いなげやほか一名
- 九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社いなげや
- 十 変更前の小売業者の代表者名 成瀬 直人
- 十一 変更後の小売業者の代表者名 本杉 吉員
- 十二 変更日 令和二年四月一日ほか
- 十三 届出日 令和二年六月四日
- 十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
- 十五 縦覧期間 令和二年六月二十九日から同年十月二十九日まで。ただし、東京都

の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 武蔵野館ビル
 - 二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目二十七番十号
 - 三 設置者名 みずほ信託銀行株式会社
 - 四 設置者住所 中央区八重洲一丁目二番一号
 - 五 変更前の設置者の代表者名 飯盛 徹夫
 - 六 変更後の設置者の代表者名 梅田 圭
 - 七 変更日 令和二年四月一日
 - 八 届出日 令和二年六月九日
 - 九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
 - 十 縦覧期間 令和二年六月二十九日から同年十月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
 - 十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下

「法」という。) 第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和二年六月二十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和二年六月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 日本橋高島屋S.C.(本館・新館・東館)

二 店舗所在地 中央区日本橋二丁目四番一号ほか

三 設置者名 株式会社高島屋ほか三名

四 設置者住所 大阪府大阪市中央区難波五丁目一番五号ほか

五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 六百二十九台

六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 六百二十九台

七 変更前の来客が駐車場を利用する時間帯 午前六時三十分から午後十一時三十分までほか

八 変更後の来客が駐車場を利用する時間帯 午前六時三十分から午後十一時三十分までほか

九 変更前の駐車場の自動車の出入口の 二十二箇所 店舗北東側ほか

数及び位置

十 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置

十八箇所 店舗北東側ほか

十一 変更日

令和二年六月五日ほか

十二 届出日

令和二年六月四日

十三 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十四 縦覧期間

令和二年六月二十九日から同年十月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十五 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

